

平成30年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月26日（火）午後1時30分から午後3時10分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	洪江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男

4. 欠席委員 (2人)

委員	7番	松本信行
委員	15番	小堀和彦

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告3号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 買受適格証明願について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議題第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農業振興地域整備計画の変更について

議題第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主査 谷 昌幸

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、平成30年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 松本信行委員、議席番号15番 小堀和彦委員の2名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお本日は、農地利用最適化推進委員15名の方に傍聴していただいております。

ただいまから、平成30年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 新井 勉委員、議席番号13番 相場重雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

事務局

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

議長

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

事務局

次に、報告第3号「買受適格証明願について」事務局より報告をさせます。

報告第3号 買受適格証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

議長

(報告第3号 朗読し報告)

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

事務局

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条499番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は4km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は320日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条500番 契約内容は代物弁済による所有権の移転。申請地までの距離は4km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は400日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条501番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇筆で〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

次に4頁から6頁、こちらの案件につきましては、新規就農する案件でございます。農地の利用状況や検討事項7項目につきましては同様となりますので、最後にまとめてご説明させていただきます。

3条502番 契約内容は、貸借権の設定〇〇年。賃料は〇〇筆で〇〇円です。

3条503番 契約内容は、貸借権の設定〇〇年。賃料は〇〇筆で〇〇円です。

3条504番 契約内容は、貸借権の設定〇〇年。賃料は〇〇筆で〇〇円です。申請地までの距離は4km、所要時間は10分です。農地の利用状

況につきましては、新規就農ということで、現時点では耕作面積はございません。大農機具の所有状況はトラクター、管理機、刈払機、播種機各1台を導入予定です。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、申請3件を合計して許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

す。なお本件につきましては、新規就農ということで、農地調整審査会に諮っております。この後、審査会担当班長に結果報告をお願いしておりますので、よろしくお願

審査会班長

いいたします。事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条502番から504番については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。議案第1号3条502番から504番の案件について、審査会班長、報告をお願いします。

去る6月19日に、新規就農ということで審査会を行いました。審査会には、委員7名が出席しました。審査会では色々と本人に質問をして、本人のやる気がどれくらいあるとか、今までの経験とか色々と聞きました。それで有機栽培ということで、本人も栃木農業未来塾で1年勉強をされて、今は有機栽培を行っている農家さんのところで研修をやっている最中

議 長

れが一番心配していたんですけれども、本人は草が生えててその中から野菜を収穫するようなことはしないということなので、近隣の農家さん達に有機栽培だからといって、迷惑をかけることがないようにと十分に注意をして栽培をしてもらいたい。農業委員会も新規就農を志す方には全面協力というか、お店が喜んでもらえるような野菜を作ってもえるように、ぜひ頑張ってもらいたいということで我々審査会としては、申請人の意欲を買って認めたわけです。どうぞ委員の皆さんよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。審査会の結果については、ご報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

事務局

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

議 長

(議案第2号 朗読し説明)

調査班

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号5条576番から5条580番について、調査班、お願いします。

5条576番について報告いたします。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「宅地」、南は「市道幅員4m」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「駐車場」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われます。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条577番について報告します。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」で、都市計画区域は「市街化調整区域」です。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員7m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条578番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑」、南は「雑種地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当

し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条579番について報告しま。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当しま。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「畑」、南は「市道幅員7m」、北は「雑種地」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条580番について報告しま。

本申請は、調剤薬局として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当しま。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「水路」、南は「田」、北は「水路」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「調剤薬局」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ

6 番
立川勝美委員

れより、議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

事務局

578番の太陽光を進めていくのに周りが畑と雑種地で道路に面していないですね。現地調査の時はどうに行ったのでしょうか。

6 番
立川勝美委員

はい。申請地の東に議案書記載のように道路がありまして、そこから東西に認定外道路がありまして申請地まで行けるようになっています。

事務局

認定外道路っていうとけっこう狭いですよね。2m弱くらいですか。周りの同意をいただいて、工事を進めていくような形ですか。

6 番
立川勝美委員

そうですね。太陽光だと接道要件がないんですね。建築物に当たらないので。私も代理人の方に聞くときにはパネル等を搬入する時は、車両を使用して搬入するでしょうから、進入路が確保できているか聞くんですけど、これは車両で進入できる程度の進入路は確保できています。もっと狭くて、車両が通れないだろうなという所も申請が出てきたりする所もあるんですが、接道要件がないので進入できるところが確保できていれば、許可せざるを得ないのかなと。そういった所で資材を手で搬入すると言われてしまえば、人が通れる程度の認定外道路があれば許可の基準は満たされているのかなと思います。

事務局

わかりました。それからもう1つ。5条577番の駐車場の件なんですけど、これだけ広い土地を分筆するわけですよね。なぜこんな真ん中なんのでしょうか。

議 長

はい。議案の方は住宅地図でできていまして、住宅地図で見ますと農地の真ん中に申請地があるように見えてしまっているのですが、実際の申請地自体は細かく筆が分かれておりまして、今回の申請に関して借りるということで分筆まではしません。ただ、こちらが第2種農地に該当するんですね。だから許可見込みがあるというところなんですけど、申請する筆については1筆うちの南側部分が申請地となっています。残地の農地については、農業委員会は農地保全の立場に立っておりますので、必要最小限の面積でお願いをしております。今回、大型トレーラーを貸与されているということで、どうしてこの面積が必要なのかというところは地籍図等を土地利用計画図に合わせて提出いただいて、必要最小限の面積で転用の申請はしていただいております。

4 番

他にございますか。

澁江委員

一般的に太陽光や駐車場に対して、雨水敷地内浸透で許可出していますよね。これは何ミリまでの敷地内浸透として認めているのでしょうか。住宅の場合は敷地内浸透用に設備がされますが、太陽光や駐車場は周りに流し込んでいると思うんですよ。農業委員会としてどのように指導しているのでしょうか。

事務局

澁江委員ご指摘のように、建築物、一般住宅を建てるにあたって、雨水の排水については現地確認等もあわせた形で、宅地利用の中での指導もあると思うんですね。一方、太陽光発電設備であるとか、資材置場、駐車場の時の土地の利用に関しては、そこまでのものは提出してもらっておりません。こちらの方で言えることも何ミリの雨水が自然浸透できるものにしてください。という言い方はしていなくて、あくまで敷地内に降った雨水については敷地外に出ないように対応してください。という言い方をしています。

4番

澁江委員

今現在、太陽光が新しくできてますが、全然無限ですよ。敷地内浸透していません。周りにみんな流れてますから。どこの太陽光も同じだと思うんですよ。

事務局

澁江委員がおしゃっている所については場所等を教えていただいて、個別にこちらの方で指導をさせていただければと思います。後、前回か前々回の時にも澁江委員さんの方で太陽光の雨水についてご指摘いただいたので、その後の協議については敷地の周りをぐるっと掘りを作っただいて、敷地外に出ないように対応をしていただいたりしています。ただ、実際やっていただけるのかというところについては、完了報告は当然出てくるんですけども、太陽光作りましたよとか資材置場になりましたよという写真しかこちらにも出されないの、詳細はわかっていないということになりますと、おっしゃる通りかなと思います。あまりにもひどいところについては、こちらの方にも言っていただければ、代理人を通じて転用行為実行者に雨水の排水については改めて指導をさせていただきます。

事務局

太陽光発電設備につきましては、開発の許可がいないということで、国の施策において普及を図るということで、割と簡単にできる施設ということで取り扱いがされていたんですが、どこの市町村においてもそういった問題が発生しているんですね。その中で各市町において、条例を制定して規制をして行こうということで、佐野市でも条例を制定していま

す。ですから、ある程度大きいものについては今までよりは厳しくなってくると思います。また、それに基づいて指導もされるということです。それからもう1つなんですけれども、今回の指導につきましてお話をされていますけれども、この許可を出しているのは農業委員会なんです。ですから指導は我々も当然しますけれども、委員さんも指導をしていくと。そういう立場で一緒に指導をしていくという形で考えていければと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

他にございますか。

2番
川上委員

太陽光のことなんですけれど、ちょっとだけ。その雨水については、実際に大雨が降ってみないとわからないと思うので、管内で太陽光発電の場所がこれだけ、ここにあつてという地図かなにかあれば、雨が降った時に自分の管轄をちょっと見てみるという事実確認が大切だと思うので、資料があれば良いかなと。

事務局

大変ありがたいお話だと思います。今現在、図面に落とし込んだ資料がないので、ご相談させていただきながら今後お願いができたと思います。

議長

他にありますか。

9番
立川久恵委員

太陽光の件ですが、先ほど事務局の方から許可を出しているのは農業委員会というお話があったので、現地調査に行つて、堀が掘られていて、何センチの堀で、これだったら確実に大丈夫だと現地調査をした上で、許可相当かどうかということ判断するわけにはいかないのでしょうか。

事務局

制度の話になってしまいますが、あくまで申請を受付ける段階は書類上の審査でしかないんですね。ですので、土地利用計画に基づいて掘りを何十センチ掘りますよつてなつて、完了届があがつてきた時に計画通りになっていないじゃないですか。つて言えるかと思うんですが、現地を見て許可つていうのは難しいと思います。

事務局としては法令等を確認して、許可相当と思われるものをこちらの方にあげさせていただいております。委員さんの方でこういったものを盛り込んだ形でないと許可ができないよつという所までいくのであれば、その内容で代理人、申請者に伝えますので、今後の流れとして、太陽光については雨水に特に注意して欲しい。その注意の仕方については、農業委員会総会でこういった形であげるようになったということであれ

議 長

ば、そういった形で対応させていただきます。環境部署についても本日の内容を伝えて、相談をしてみようと思います。

他にございますか。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令と調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

事務局

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

議 長

(議案第3号 朗読し説明)

調査班

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いいたします。

非農地392番について報告いたします。

願出地の状況は、工場敷地及び碎石置場として利用されております。願出地のうち、1筆の南は田ですが、営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されてい

ます。
また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま

非農地393番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺に農地がないため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、林齢が45年の立木証明が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地394番から396番について、願出地が別ですが内容が同一ですので一括して報告いたします。

願出地の状況は、河川敷地として利用されています。願出地の周辺に農地がないため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地397番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地のうち1筆の北と東は畑ですが、営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地398番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺に農地がないため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

事務局

次に、議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

議長

(議案第4号 朗読し説明)

調査班

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

農用地除外57番について報告します。

本申出は、一般住宅建築のため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「田」、西は「水路」、南は「田」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、水路へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは有り」と思われます。

農用地除外58番について報告します。

本申出は、宅地として利用している申出地を是正するため、農振農用地区域から除外したいという案件です。

申出に係る事項ですが、申出地は「宅地」として利用されており、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。周囲の状況は、東は「畑」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「宅地・畑」です。周辺農地への影響はないと思われます。

調査に係る意見ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると農用地以外となります。

また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われます。以上のようなことから、現地調査班の意見は、非農地証明の見込みは有りと思われます。

農用地除外59番について報告します。

本申出は、宅地として利用している申出地を是正するため、農振農用地区域から除外したいという案件です。

申出に係る事項ですが、申出地は「宅地」として利用されており、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。周囲の状況は、東は「道路」、西は「田」、南は「田」、北は「宅地」です。周辺農地への影響はないと思われます。

調査に係る意見ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると農用地以外となります。

また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われます。以上のようなことから、現地調査班の意見は、非農地証明の見込みは有りと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第4号 佐野農業振興地整備計画の変更については、57番について、農用地から除外された場

合の転用許可の見込の有無を「有」とし、58番、59番について、農地から除外された場合の非農地証明の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号の変更については、57番について、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とし、58番、59番について、農用地から除外された場合の非農地証明の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

事務局

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

議長

(議案第5号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りいたしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（平成30年5月分）に対する回答について」をご覧ください。第5回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他

法令との調整のうえ会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成30年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時10分閉会